

広島市条例第53号

令和7年12月25日

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の40」を「100分の45」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の45」を「100分の40」に、「100分の210」を「100分の212.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。